

（消火器）

第47条 次に掲げる自動車には、消火器を備えなければならない。

- 一 火薬類（第51条各号に掲げる数量以下のものを除く。）を運送する自動車（被牽引自動車を除く。）
 - 二 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第3に掲げる指定数量以上の危険物を運送する自動車（被牽引自動車を除く。）
 - 三 告示で定める品名及び数量以上の可燃物を運送する自動車（被牽引自動車を除く。）
 - 四 150キログラム以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被牽引自動車を除く。）
 - 五 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車を牽引する牽引自動車
 - 六 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第18条の3第1項に規定する放射性輸送物（L型輸送物を除き、同条第2項に定めるIP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物を含む。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）第18条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第3条に規定する核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）若しくは同令第11条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）第19条の規定により運送する場合に使用する自動車
 - 七 乗車定員11人以上の自動車
 - 八 乗車定員11人以上の自動車を牽引する牽引自動車
 - 九 幼児専用車
- 2 前項各号に掲げる自動車に備える消火器は、運送物品等の消火に適応することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、消火剤の種類及び充てん量、構造、取付位置等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。